

## 民法

### 第1 設問1

#### 1 小問(1)

(1) Bの請求は559条1項、563条1項に基づく。

ア では、563条1項の「前条第1項本文に規定する場合」に当たるか、Aから引き渡された甲建物がその「品質」について「契約の内容に適合しない」(562条1項)といえるか。

イ 注文者であるBは、Aに対して塗料 $\alpha$ を用いるよう契約時に申し入れ、Aはこれを了承している。

$\alpha$ は極めて鮮やかなピンク色であり、多数の住民から反発をかった。

そこで、Aは、周辺の景観に合致する、より明度の低い同系色の $\beta$ を採用した。

しかし、Aはこの際、Bと協議などをしていない。

以上からすると、AB間において、 $\alpha$ を用いる合意があり、かつ、その合意は変更されたとはいえ、「契約の内容に適合しない」とも思える。

しかし、 $\beta$ は、 $\alpha$ よりも耐久性が高く、防汚防水性能に優れ、高価である。

よって、 $\beta$ の方が $\alpha$ よりも甲建物の客観的価値が高くなる。

もっとも、Bは、 $\alpha$ を希望しており、また、 $\alpha$ はBのコーポレートカラーであり、Bの要望は強いものであったといえる。また、Aは $\alpha$ を用いることを了承している。とすれば、 $\beta$ の方が高性能であったとしても、 $\beta$ を用いたことは「契約の内容に適合しない」といえる。

(2) また、Bは、 $\alpha$ による再塗装を求めており、「追完」の催告をしたといえる(563条1項)。

(3) したがって、Bは相当期間経過後に代金減額請求ができる。

#### 2 小問(2)

(1) Bの損害賠償請求は、559条、564条、415条1項、562条1項に基づく。

Aが $\beta$ を用いて工事を完成し、甲建物を引き渡したのは、上述のように契約内容不適合に当たる。よって、562条1項、564条、415条1項により、BはAに再塗装に要する費用を請求できるとも思える。

(2) もっとも、Aに $\alpha$ による再塗装の申し入れをして、Bがこれを拒絶したことを理由としてBの上記請求を拒めるか。

この点、564条は、「415条の規定による損害賠償請求・・・を妨げない」と規定しているから、契約内容不適合がある場合、債権者保護の見地より、損害賠償請求もできると考えられる。

とすれば、Bは修補請求も損害賠償請求もできると考える。

(3) したがって、Aが再塗装の申し入れをしているとしても、Bは上記請求ができる。

## 第2 設問2

1 Fによる乙不動産の時効取得が認められるためには、162条1項の要件を充足する必要がある。

2 (1) Fは、Dが死亡した令和9年3月1日から「20年」以上、「占有している」。

(2) 「平穩」、「公然」については、186条1項で推定され、これを覆す事情はない。

(3) では、「所有の意思」についてはどうか。

この点、Fの父Dは、Cから使用貸借(593条)により乙不動産を無償で借りていた。よって、Dの占有は他主占有であった。

とすれば、Dの相続人であるFの占有も他主占有となるのが原則である(896条本文)。

もつとも、Fは自主占有への変更を主張できないか(185条)。相続が「新たな権原」に当たるのかが問題となる。

ア この点について、安易に自主占有への変更を認めると真の権利者が害される。他方、いつまでも自主占有への変更を認めないと相続人にとって酷となる。

そこで、両者の調和の見地から①新たに相続財産を事実上支配することにより占有を開始し、②それが独自の所有の意思に基づくことが外形的、客観的にみて明らかな場合には、相続も「新たな権原」に当たるものと解する。

イ これを本人についてみるに、Fは、乙不動産について登記を行い、かつ、乙不動産の管理を引き継いでラーメン屋を再開している。よって、①に該当する。

また、登記のみならず、乙不動産の管理を引き継いだ令和9年5月1日以降は、②に該当するといえる。

とすれば、令和29年4月15日の時点で、いまだ20年の自主占有での占有は認められない。

3 したがって、Fによる乙不動産の時効取得は認められない。

以上